

平成17年6月15日発行

## 農林水産政策情報センター

### トピックス

#### 岩手県 外部評価モデル事業の選定結果

岩手県では、県民参加型の外部評価のモデルを公募していましたが、「特定非営利活動法人政策21」の提案が選定されました。評価テーマは、高齢者の介護予防と、若年者の就労支援で、予算額は450万円です。

評価を実施するに当たって、政策21を中心に、青年会議所やNPOなどが参加して外部評価プラットフォーム(仮称)を結成することにしています。評価の方法として、県民を対象としたアンケート調査により「県民の実感」を把握し、評価テーマに関係する団体へのヒアリングを行い、「施策の効果」を把握するとしています。

<http://www.pref.iwate.jp/hp0212/seisaku/>

#### 宮城県 県民満足度調査

宮城県では、このほど4回目の県民満足度調査結果を取りまとめ、公表しました。県民満足度調査は、福祉、環境、教育、産業、社会資本などの様々な分野の現状について、どの部分にどの程度満足しているかなどを調査票により把握し、県の行政活動を評価する上での重要な情報として活用するもので、評価への県民参加の手段の一つとしています。

例えば、「条件不利地域の振興と都市と農山漁村との交流の推進」政策については、重視度は36政策中17位、満足度は同24位で、重視度と満足度の乖離は10ポイントで、前回及び前々回調査より5ポイント少なくなっています。

<http://www.pref.miyagi.jp/hyoka/17mannzoku/17mannzoku.htm>

#### 福井県 県庁内ベンチャー事業

福井県では、知事が掲げたマニフェスト「福井元気宣言」に基づき、県が直面している21世紀型の行政課題に取り組むため、若手職員に課題を与え、その解

決方策について知事に政策提言を行う「県庁内ベンチャー事業」を15年度から実施していますが、17年度は、県の広報力アップ、内から外へ・全国における認知度の向上、地域主導の防災活動、セカンド・オピニオンの推進(がん治療などに際し、主治医以外の医師の意見を求めること)、ニート対策(NEET、職業に就かない若者)、健康長寿のふくい野菜、住宅循環システムの構築のグループを立ち上げています。

については、既存の福井の地場野菜・園芸作物を「健康長寿」という観点からとらえなおし、ビジネスとしての収益を考えた農業振興策として、品種の選定や売りこみ方法を検討する、としています。

<http://info.pref.fukui.jp/seiki/venture17.html>

#### 米国オレゴン州の2005年業績報告

米国オレゴン州のオレゴン発展委員会では、このほど「2005年ベンチマーク業績報告」を公表しました。オレゴンのベンチマークは、現在90の指標(ベンチマーク)からなっています。市民の安全、経済、環境、社会福祉の分野については、引き続き改善されているが、教育の質は低下、社会開発は改善、市民参加は改善が見られないと総括しています。

農地面積の保存状況については、主として湖面の上昇と森林への転換によって目標値(1970年面積の96.6%)よりも下回り、F(失敗)の格付けとなっていますが、森林面積については、Aの格付けとなっています。

なお、オレゴンベンチマーク報告書には、知事、上院及び下院の議長が署名しており、行政と議会のトップが関与しているのが特徴です。中断されたミネソタマイルストーン(本誌51号参照)は事務方の作業といった色彩が強いとは異なっています。また、5月に開催された発展委員会では、報告書が州議会の予算審議に活用されているとしています。

## 行政コミュニケーションに関する提言

当センターでは、平成16年度の「行政コミュニケーション手法に関する調査研究」の結果を受けて、4月26日、大河原太郎代表から農林水産事務次官に対して、次のような提言を行った(要旨)。

### 1. コミュニケーション戦略の確立

農林水産行政は、農林水産業者、消費者、流通加工業者、資材業者等の多様な人々、業種を対象とし、また、施策の浸透を目的とした広報のほか、緊急事態発生時における情報提供などコミュニケーションを図る場面が多様である。

このため、これまでのメディア対応、ホームページ、メールマガジン、パブリックコメント等をレビューし、農林水産省としてコミュニケーション戦略を策定するとともに、学識経験者、研究部門、農業団体、流通加工団体とどのように協力してコミュニケーションに当たるか、期待する事項を整理し、効果的なコミュニケーションに努めること。

### 2. 目的とする対象者に応じた情報提供

農林水産省においては、農林水産業者、消費者、流通加工業者、資材業者、メディア関係者、行政担当者等、それぞれの特性に応じ、提供情報の内容、提供媒体を検討すること。

中でも、食の安全・安心については、年齢や性別、職業などによって、知識や認識の差が見られることがある。したがって、情報の受け手がどういう特性を持った人々であるのかに応じて、情報提供のあり方が検討されなければならない。

### 3. わかりやすい広報の実施

当センターが行ったフォーカスグループ等において、農林水産省が行っている政策についての説明が難しすぎる、あるいは長すぎる、という意見が出された。国民の食料を対象とする農林水産政策にとって、その必要性を多くの国民に理解してもらうことは、基本的に重要なことであるので、分かりやすい説明を行うよう心がけること。

### 4. 農林水産分野に活用できる合意形成手法の検討

現在、農林水産省が実施している意見公募(パブリックコメント)制度は、多くの意見が寄せられている案件も出てきているが、総じて意見募集期間が短いので、審議会における議論と並行して意見を募集するなど、実施期間を拡大し、国民に意見提出に当たっての検討の時間的余裕を与えること。

### 5. 畜産立地等に関するコミュニケーション等のマニュアルの整備

農村部における非農家住民の増加によって、農薬等の散布、畜産施設に起因する水質・悪臭等に関して対立が起こっており、畜産等の立地、健全な発展の阻害要因になっている。この問題に効果的に対応するためには、当事者である農業者の自覚、適切な農作業の実施、非農家住民との良好な関係の構築と維持、農業者と非農家住民の間に立つ市町村職員の調整能力が必要である。農業者や市町村職員にコミュニケーション等に関する教育を実施するとともに、これらの者が利用できるマニュアルの整備について検討すること。

### 6. 都市と農村の交流に関する提供情報の充実

都市と農村の交流については、国民の新しいライフスタイルとして定着しようとしている。都市と農村の交流を推進するためには、交流の項目ごとに、その実態を把握し、戦略的に推進することが求められる。このため、交流項目ごとにデータベースを整備・更新し、これらの情報を交流事業の担い手に提供するとともに、都市住民に対しても地理情報システムの活用や検索システムの充実等によって利用しやすい情報に整理して提供することが求められる。

### 7. 野菜・果実の消費拡大の効果的な推進

果物の消費量は、20歳代から30歳代の世代は、他の世代に比べて著しく少なく、また、野菜の消費量も若い世代になるに従って少なくなっていることは、国民の健康に与える影響が危惧されるところである。米国で実施されて、世界的にも広がっている「ファイブ・ア・デイ」の成功は、官民のパートナーシップによるところが大きい。わが国において「食育」を効果的に展開し、国民の食事行動を変えていくためには、医療関係者を巻き込んだパートナーシップを構築するとともに、果実・野菜の消費拡大運動に関して、共通のコンセプトの下に各種の運動を整合性を取りながら推進することが必要であるので、これらについて検討すること。

### 8. 地産地消の推進

「地産地消」の用語は、馴染みがないように見受けられる。今後の運動の展開を図るためには、「地産地消」に加えて、地域で知恵を出し副題(キャンペーン)を付けるようアドバイスし、農業関係者以外にも分かりやすく、受け入れられる運動として展開することが求められる。

このため、この運動の展開に当たっては、地域農産物についての誇りを育むことから取組み、地域住民に支持された地域農産物ブランドとして確立するという戦略の形成が重要であると考えられる。

## チェサピーク湾環境復元計画にみる 合意形成と農業（下）

先月号では、チェサピーク湾の環境復元計画は、環境保護庁（EPA）の科学的調査結果を基に発足したことを述べた。同計画は、これまでに締結された三つの協定によって三つの期間に分けることができる。締結された協定は、連邦議会議員や各州知事等の交代といった政治的環境の変化を越えて、実施される枠組みとなっており、この枠組みの下に20年以上にわたって継続的で、発展的な取組みが行われてきた。

まず、三つの協定を基にした期間ごとに取り組み状況を見ることにする。

第1期は、1983年から1987年で、1983年に結ばれた協定で始まる。1983年協定では、環境保護庁、メリーランド州、ペンシルベニア州、バージニア州、及びワシントンD.C.は、協力して環境復元計画に取り組むこと、チェサピーク湾評議会を設置すること、実施委員会を設置すること、連絡事務所を設置すること、の4項目で、ごく簡潔なものである。パートナーシップによって環境復元計画を実施するために必要最小限のことだけが記載されている。

第2期は、1987年に結ばれた協定で、期間は1987年から2000年である。1987年協定では、2000年までにチェサピーク湾の主な河川の窒素・リンの流入量を40%削減するという意欲的な目標が掲げられた。

第3期は、2000年から2010年の間で、2000年に結ばれた協定では、生物資源、重要な生育環境、水質の保全と復元、健全な陸地の利用、管理者としての自覚とコミュニティの参加について詳細に定めている。

一般に、行政組織間だけで検討され、締結された協定は、まことにしろいところがあるが、民間の人たちが参加して、時間をかけて意見を交換し、作り上げた協定は、力強く、説得力を持っている。2000年の協定は、締結の18か月前から会議を開いて検討している。まず、項目ごとに議論を行い、共通の認識を得てから、ワーキングペーパーを作成する手順が採られた。ワーキングペーパーで使用された言葉一つひとつに至るまで、意見交換し、修正が完了して初めて協定の原案として発表された。つまり、協定の原案の段階で、協定の内容にすべての参加者が合意していなければならないこととされた。このため、合意に至るまで、内容に不満のある出席者によって会議の雰囲気が悪化してしまうことのないよう、会場の選定から3時には必ずクッキーを出すことまで、会議の進行

管理に最大限の注意を払ったと言われる。

2000年協定の原案作成に中心的役割を果たした「チェサピーク湾委員会」（CBC、バージニア、メリーランド、ペンシルベニアの3州の議会代表で構成）のアン・スワンソン女史は、湾の環境復元活動から学んだ教訓を12の項目に整理しているが、そのうちの一つの「可能な限り最も高いレベルの指導者を巻き込むこと」に関して、最高位のリーダーシップを巻き込むポイントとして、リーダーは必ず交代するので、どのリーダーよりも大きな枠組みを作ること、様々なレベルでリーダーシップが存在し、問題によって最も重要な当事者も異なることから、リーダーシップを取り得る立場にある人によって、活動が推進され、継続されるようにすることが重要である、と述べている。

現在、2000年協定の実施期間中である。流域の人口増加や開発が進んでいるが、窒素・リンの湾への流入量は、2000年の削減目標は達成できなかったものの、着実に減少している。しかし、農地や畜舎が原因となっている割合は、窒素で38%、リンで43%とされ、農業サイドは、これらの削減対策を求められている。仮に、この数値が科学的根拠に基づいていないとなると、農業サイドは反発することになるが、そのようなことは起こっていないし、また、農業からの負荷量に関して紛争が起こっているようでもない。

環境問題の解決に当たって、早急な対策を求める人々は、米国にも、もちろんチェサピーク湾流域にもいる。このような雰囲気の中であって、先に述べたCBCでは、養鶏場からの排せつ物の軽減のための技術導入に取り組んでいる。同湾の流域には、全米でも有数の大規模養鶏業が立地していることから、オランダで実施されていた飼料への酵素添加技術を調査し、その効果を確認するとともに、連邦政府に、当該酵素の養鶏への使用許可を働きかけている。この技術は、飼料の吸収効率を高めるもので、飼料費の節減と排せつ物の減少という効果を持つという。現在、CBCでは、更に、豚、肉用牛の飼料についても酵素添加の効果を確認しているという。

チェサピーク湾環境保全計画では、「時を得」、「人を得て」といえると言えよう。これだけの広域の流域と湾を対象として、法的強制によらず、目標の達成に向けて力を注ぎ込む、パートナーシップによる取組みには、眩しいものがある。（谷口）

## 用語解説

## モニタリング Monitoring

行政組織の業績をモニタリング( Monitoring, 監視, 監察)することは, 多くの国や行政組織で実施されている。米国の GPRA ( 政府業績評価法 ) の条文には, モニタリングに関して言及した箇所はないが, 農務省森林局 ( Forest Service ) では, 地方機関が森林及び草地の現状のアセスメント, モニタリング及び評価の実施状況等の取りまとめに当たってのガイドラインとして「年次モニタリング・評価報告」を出しているなど, 組織として, モニタリングを位置づけている。しかし, モニタリングの手法や評価との関係については, 国, 組織により区々であるといってい

よい。モニタリングと評価の両者の役割を明らかにして, それぞれを位置づけているのは, EU ( ヨーロッパ連合 ) の農業政策であろう。EU 委員会は, 2004 年 7 月, 2007 年以降の農村開発政策に関する新規則を採択し, 公表した。2007 年以降に実施予定の農村開発政策では, 各国は EU 委員会に農村開発プログラムの案を提出し, 承認を受けることになっているが, 農村開発規則の第 15 条で, モニタリング及び評価システムの説明, 並びにモニタリング委員会の構成, モニタリング及び評価に関するコンピュータ化されたデータの交換について, EU 委員会と加盟国間で合意された取決めについての説明 ( EU 委員会では, 現在, 共通農業政策 - 農村開発モニタリング指標 CAP - IDIM を開発中である ) について記述するよう求めている。

モニタリング委員会は, プログラムの作成に責任を持つ国が設置する内部委員会で, プログラムの運営主体と協調して, モニタリングしていかなければならないことから, 「運営主体と合意の上で」とされている。また, モニタリングにも他者の眼を入れるため, 「パートナーとのコンサルテーションの後に行う」とされている。また, モニタリング委員会は, 国を代表する者又は運営主体を代表する者によって主宰されるとされている。これは, プログラムに責任を

持つ国又は運営主体との円滑な連携を図るためと考えられる。運営主体には, いろいろな団体がなり得るが, 国の代表もなり得ることになっており, そのケースも多いようであり, 結果的に, また実質的に国と密接な関係を有している。また, モニタリング委員会の構成は国が定めるが, 必ずパートナーを含めることとされている。

モニタリング委員会は, EU 委員会によるプログラムの承認後, 4 か月以内に, 財政支援を受けるべき事業の選択基準の検討と承認, プログラムの各目標の達成に向けた進展について, 管理当局から提出される報告に基づく定期的なレビュー, 実施の成果 ( results ) の検証, 特に, 優先政策軸のために設定された目標とオンゴーイング評価の達成状況, をそれぞれ行い, プログラムの実行効果があがるようにしている。

EU 委員会では, インプットとアウトプットの実施状況についてはモニタリングの中で, 一方, 成果と影響 ( impacts ) については評価 ( evaluation ) の中で, 実施することをホームページで明らかにしているが, EU 委員会によると, モニタリングと評価は峻別できるものではなく, アウトプットと成果の部分に関しては, モニタリングと評価は, オーバーラップしているとしており, また, 両者は, 「緊密に連携して」機能するものであるとしている。

わが国では, 厚生労働省が事業評価, 実績評価, 総合評価とは別に, 平成 15 年から「モニタリング結果」を報告している。施策目標に係る評価指標値を追跡するもので, 例えば, 実績目標の「APEC の人材養成分野での協力を通じて, アジア太平洋地域の職業能力開発の向上に貢献すること」では, 評価指標として, 「APEC 人材養成技能研修事業修了者数」, 「APEC ホワイトカラー能力開発研修事業修了数」, 「IT 研修事業修了者数」が取り上げられ, A4 判 1 ページにまとめられている。

なお, 同省では, このモニタリング結果を参考に査定を行い, 予算要求等に反映させるとしている。

## 編集後記

外交マナーの問題が新聞紙上を賑わしています。

海外でインタビューするときは, 事前に質問事項を提出し, 許可を得て録音するようにしています。録音していることによる制約や限界もありますが, 言葉のハンディもあり, 録音は正確を期すためにはやむを得ないと思っています。インタビューを終え, 玄関まで送ってもらうときに, 「真情」を聞くことがあります。そのまま報告書にはできませんが, 報告書をまとめる上でこの「真情」は貴重です。報告書は日本語ではありますが, 調査に応じてくれた人に迷惑をかけないことが調査者の守るべきマナーと思っています。( 谷口 )

## AFFPRI report

平成 17 年 6 月 15 日 No.56

( 財 ) 農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13

三会堂ビル 9 階

TEL 03-3568-2107

FAX 03-3568-2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>